

ロームシアター京都（京都会館）の中間評価について

1 中間評価について

ロームシアター京都（京都会館）については、前回の指定管理者選定時（平成30年度）において、指定管理期間を8年間（平成31年度～令和8年度）にするとともに、指定管理期間の4年目において、前半3年間（平成31年度～令和3年度）を包括的に評価する中間評価を行うこととしたもの。

2 本選定委員会における中間評価結果等の審議の流れ

令和4年8月 第1回選定委員会を開催

9月 第2回以降の選定委員会において、指定管理者から中間評価結果、後半4年間の事業内容等の説明を受け、後半4年間の継続の是非等について審議

→ 審議結果を踏まえ、本市において後半4年間の継続の是非を決定